

第6号議案

春日市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地籍調査事業により整備した測量成果資料の交付に係る手数料の額を定めるとともに、字図等の閲覧の廃止に伴い、当該閲覧に係る手数料を廃止するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市手数料条例の一部を改正する条例

春日市手数料条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

字図等の閲覧	1件につき 300円 (1回ごとを1件とする。)
--------	-----------------------------

」

を

「

一筆座標面積計算書の交付	1筆につき 500円
基準点成果の交付	1件につき 500円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。